

## 第一章 技能連携制度化への胎動

技能教育施設における教育を、一定条件の下に高等学校教育の一部とみなす技能連携制度は、周知の通り、昭和36年の学校教育法中改正によって制度化されたものである。しかし、この制度化は行論において明らかにする通り、昭和36年に突然、試みられたものではなく、むしろその胎動は、戦後日本の教育訓練制度改革と共に、開始されたといえよう。従って、本章ではかかる認識の下に、主として、昭和20年の敗戦以降、昭和36年の技能連携制度化までの時期において、技能連携の制度化をめぐる、どのような動きがあったかを明らかにしたい。これによって、われわれは、技能連携制度が基づけられ、あるいはそれを基づけている思想、その制度が内在させている課題を解明できるのではなからうか。

このような意図に接近するにあたって、本章では、昭和36年の技能連携制度化までの時期を前期と後期とに分け、その論議内容が分析される。前期は敗戦から昭和26年の対日平和条約調印まで、後期は対日平和条約調印から昭和36年の技能連携制度化までの時期である。前者については第一節で、後者については第二節で取り扱われる。

### 第一節 占領期における技能連携制度化をめぐる諸論議

技術教育制度において、技能連携制度化が政策課題となるためには、原理的には技術者養成制度と技能者養成制度とが分離独立化した場合において成立する。敗戦前に構想された技能者・技術者養成の教育システムは、それを後期中等教育に限定して図式すれば、昭和10年代初頭における技術者養成としての工業学校制度、技能者養成としての養成工制度、青年学校制度であったといえよう。<sup>(1)</sup>

ところで、占領期の教育訓練制度改革は、この遺産に対して、どのように取り組んだであろうか。この疑問を解明することが、第一節のねらいである。このために、本節では、技能連携制度化とのかかわりにおいて、第一に連合国と日本政府とが技術教育訓練制度改革に対し、どのような姿勢をとったか、第二に敗戦前の遺産が占領期の教育訓練制度上にどのように引き継がれかつ克服されたかを、明らかにしたい。

---

(1) 昭和5年4月8日「工業学校規程中改正」、昭和10年4月1日「青年学校令」、昭和14年3月31日「工場事業場技能者養成令」等の諸法令の制定を参照されたい。

## 1. 連合国及び日本政府の技術教育訓練制度改革の姿勢

ポツダム宣言受諾と日本の無条件降伏は、戦後技術教育制度改革の原点であった。すなわち、ポツダム宣言第6項は「吾等ハ、無責任ナル軍国主義ガ世界ヨリ驅逐セラルルニ至ルマデハ平和、安全及ビ正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ、日本国民ヲ欺瞞シ、コレヲシテ世界征服ノ挙ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ」とし、また第10項は「言論、宗教及思想ノ自由竝ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ」と定めている<sup>(2)</sup>。文部省は敗戦処理の一つとして、早くも昭和20年8月28日に、地方長官宛に「実業学校ノ名称竝ニ学科ノ変更ニ関スル件」(臨国28号)を通牒し、「実業学校就中工業学校ニ於テ特殊ノ学校名称ヲ附シ又ハ学科ヲ設置シアルモノニシテ之ガ名称及ビ学科ヲ変更シ又ハ<sup>(3)</sup>之等学科ヲ他学科ト統合」するよう指示しているのである。つまり、教育の非軍事化の手段として、工業学校中、航空、造船等の学科あるいは学校の名称あるいは組織の変更を指示したのである。また、同年10月11日には、工場事業場技能者養成令、学校技能者養成令も廃止されるのである<sup>(4)</sup>。しかし、これ等日本政府あるいは文部省自身による主体的な改革の動きは、戦時体制下の技術教育制度の一部手なおしの域を出るものではなく、早晩、根本的な改革に当面せざるを得ないものであった<sup>(5)</sup>。

この根本的改革の端緒は、昭和20年10月22日の連合軍総司令部(General Headquarters, GHQ)の日本政府宛の「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」の指令によって開始されるのである。そこでは、教育の民主化の推進とともに「軍国主義的及ビ極端ナル国家主義的イデオロギーノ普及ヲ禁止スルコト」<sup>(6)</sup>とし、日本政府に教育の非軍事化を指令している<sup>(7)</sup>。しかし、このような教育の非軍事化政策は、すでに明らかにした通り、日本政府自体によっても

(2) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第16巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年，ページ 260～262

(3) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第23巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年，ページ 211

(4) 法令全書昭和20年勅令編

(5) 当時の文部省の思想的限界は昭和20年9月15日「新日本建設ノ教育方針」に象徴的にあらわれている。

(6) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第23巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年，ページ 501

(7) 教育の非軍事化に関する指令は、この他に、昭和20年10月30日「教員及ビ教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」昭和20年12月15日「国家神道・神社・社寺ニ対スル政府ノ保証・支持・保全・監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」，昭和20年12月31日「修身・日本歴史・及ビ地理停止ニ関スル件」の指令がある。

部分的に措置されていたので、この指令によって、それがより補強されたといえよう。

ところで、占領軍によるこのような教育訓練制度改革の精神は、GHQの要請に基づき来日した米国教育使節団の報告書によって、<sup>(8)</sup>より具体化されるのである。昭和21年3月31日にGHQに提出された「第1次米国教育使節団報告書」がそれである。同報告書は、<sup>(9)</sup>一般に「占領下における教育改革の方向を実質的に決定し、わが国教育の近代化・民主化を推進したもので重要な教育史的意義を有する」といわれている。<sup>(10)</sup>このように評価される同報告書は、技能者・技術者養成制度改革に関し、どのような勧告を与えているのであろうか。同報告書は、「1. 日本の教育目的及び内容」(The Aims and Content of Japanese Education)の「職業教育」(Vocational Education)の項で、次のように勧告している。<sup>(11)</sup>

#### 職業教育

日本はその家庭、都市、工場及び文化施設を再建するため、教育された精神と共に訓練された腕を必要とする。熟練し、職に就き、物の分った労務者の国体ぐらい、日本に於る民主主義をよく保証するものはない。それは工業的資産であると共に、道徳的資産なのである。

かかる民主主義の防壁を創建するために、日本の教育者達は精神のみで働く者に対する如く、器具を以て働く者に対しても、同じ尊敬を払うよう助成しなければならない。

創造力と高尚な衝動は学者の独占ではないし、また決して独占ではなかった。かるが故に、初等並に中等学校の社会問題研究計画に於て、職人や労務者の貢献と問題に力を入れることを我々は勧める。よく訓練された職員の下に、多種多様の職業経験をそこでは与へられなければならない。

この勧告を「初等及中等学校に於る教育行政」と関連づけるならば、同報告書は技能者と技術

---

(8) 海後宗臣監修；日本近代教育史事典，平凡社，昭和46年，ページ20

(9) 教育の非軍事化とともに、6・3・3・4の学校教育制度，教育行政の地方分権化，カリキュラムの自主的編成等を勧告している。

(10) 海後宗臣監修；日本近代教育史事典，平凡社，昭和46年，ページ21

(11) Report of the United States Education Mission to Japan Submitted to the Supreme Commander to the Allied Power, Tokyo 30 March 1946

国際特信社訳並版，昭和21年9月20日発行，ページ25

者教育が新制高等学校において一元的に行なわなければならないことを勧告しているといえよう。このような教育訓練改革精神は、SCAP (Supreme Commander for the Allied Powers: 連合国軍最高司令官) によっても支持され、<sup>(12)</sup>これ以降、いよいよ日本政府の手によって、その政策化と実施化が着手されるのである。

このために、日本政府は、昭和 21 年 8 月 10 日に「教育刷新委員会官制」(勅令第 373 号)を公布し、内閣総理大臣の諮問機関として、教育刷新委員会(以後 教刷委という)を設置し、「教育刷新委員会は、内閣総理大臣の所轄とし、教育に関する重要事項の調査審議を行なふ。委員会は、前項の調査審議の結果を内閣総理大臣に報告し、及び内閣総理大臣の諮問した教育に関する重要事項について答申するものとする。」としたのである。<sup>(13)</sup>教刷委(昭和 24 年 6 月 1 日、教育刷新審議会と改称する。)は占領期の約 6 年間審議活動を続け、その間 35 回の建議、数回の声明を出し、<sup>(14)</sup>「これ等の建議にもとづいて、教育基本法、学校教育法、教育委員会法、その他重要な法律が公布された。戦後の教育改革において、きわめて重要な役割をはたした。」<sup>(15)</sup>といわれている。ところで、この教刷委は、われわれの主題に関し、どのような教育訓練システムを建議しているのであろうか。

教育委は昭和 21 年 12 月 27 日の第 17 回総会で「中学校に続くべき教育機関について」、  
(9 頁につづく)

(12) 米国教育使節団報告に関するマッカーサー元師の声明、近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第 18 巻，大日本雄弁会講談社，昭和 39 年，ページ 580

(13) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第 19 巻，大日本雄弁会講談社，昭和 39 年，ページ 541

(14) その内容は下記一覧表の通りである。

近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第 19 巻，大日本雄弁会講談社，昭和 39 年，ページ 541

教育刷新委員会および教育刷新審議会の建議事項等一覧

建議回数および年月日	建議事項の内容
21・8・10	教育刷新委員会官制(勅令第 373 号)公布
第 1 回 21・12・27	一、教育の理念及び教育基本法に関すること(第 13 回総会採択 31・11・29) 二、学制に関すること(第 16 回総会採択 21・12・20) 三、私立学校に関すること(第 17 回総会採択 21・12・27) 四、教育行政に関すること(同上)

建議回数および年月日	建議事項の内容
第2回 22・1・7 声 明 22・2・20	六、三義務教育制度昭和22年度実施について(第19回総会採択22・1・17) 六、三義務制実施断行に関する声明
第3回 22・4・11	一、私学の振興に関すること(第21回総会採択22・1・31) 二、新制高等学校の程度に関すること(第29回総会採択22・3・28) 三、現在の高等専門学校における専攻科の位置について(第31回総会採択22・4・11) 四、新制大学の課程及び転学に関すること(同上) 五、教員の資格に関すること(第23回総会採択22・2・14) 六、教員の身分待遇及び職能団体に関すること(第30回総会採択22・4・4) 七、文部大臣と教員組合との間に締結した労働協約について(同上)
第4回 22・6・16	義務教育延長に伴う緊急措置について(第36回総会採択22・6・6)
第5回 22・7・23	文教施設の整備に関すること(第38回総会採択22・7・4)
第6回 22・11・6	一、教員養成に関すること(その1)(第34回総会採択22・5・9) 二、同上 (その2)(同上 22・10・3)
第7回 22・11・24	六、三義務教育完全実施について(第45回総会建議22・11・21)
第8回 22・12・8	第1回建議中「学制に関すること」の追加(第46回総会採択22・11・28)
第9回 22・12・27	大学の地方委譲、自治尊重並びに中央教育行政の民主化について(第50回総会採択22・12・26)
第10回 22・12・27	一、私学振興に関すること(第48回総会採択22・12・12) 二、現在の高等学校並びに高等専門学校措置に関すること(第49回総会採択22・12・19)
第11回 23・1・31	大学の地方委譲すること(第54回総会採択23・1・30)
第12回 23・2・7	中央教育行政機構に関すること(第55回総会採択23・2・6)
第13回 23・2・28	労働者に対する社会教育について(第58回総会採択23・2・27)
声 明 23・3・20	新学制の強力実施に関する声明書
第14回 23・4・8	一、外国著作権の使用について(第61回総会採択23・3・19) 二、文化財の導入について(同上) 三、学徒並びに一般文化関係者の海外渡航について(第63回総会採択23・4・2)
書 簡 23・4・9	教育費の確保増額について(教育刷新委員会書簡)
第15回 23・4・12	一、社会教育振興方策について(第64回総会採択23・4・9) 二、ユネスコについて(同上)
第16回 23・4・17	大学の自由及び自治の確立について(同上)

建議回数および年月日	建議事項の内容
第17回 23・4・26	教育行政に関する事(2)——教育委員会制度の実施について——(第66回総会採択 23・4・23)
第18回 23・5・8	文化財の保存について——主として国宝等の保存問題——(第67回総会採択 23・5・7)
第19回 23・7・5	学校教育と宗教との関係(第71回総会採択 23・7・2)
第20回 23・7・19	科学研究者養成に関する事(第74回総会採択 23・7・16)
第21回 23・7・26	大学の国土計画的配置について(第74回総会採択 23・7・23)
第22回 23・8・2	一、私立学校法案について(第75回総会採択 23・7・30) 二、日本芸術院について(同上)
第23回 23・8・14	青少年社会教育の振興について(第76回総会採択 23・8・13)
第24回 23・8・31	一、社会教育と宗教との関係について(第77回総会採択 23・8・27) 二、家庭教育と宗教との関係について
第25回 23・10・25	所謂低俗文化の排除について(第81回総会採択 23・10・22)
第26回 23・11・19	大学法試案要綱について(第83回総会採択 23・11・12)
第27回 24・1・18	二年又は三年制の大学について(第87回総会採択 24・1・14)
第28回 24・2・19	外国語教育について(第90回総会採択 24・2・18)
第29回 24・5・14 24・6・1	六、三制完全実施に関する建議(第96回総会採択 24・5・13) 教育刷新審議会と改称
第30回 24・6・11	職業教育振興方策について(第1回総会採択 24・6・10)
第31回 24・7・25	新学制完全実施について——定員定額制について——(第4回総会採択 24・7・22)
第32回 24・10・29	公立学校の標準教育費等について(第9回総会採択 24・10・28)
第33回 25・10・3	一、免許法認定講習について(第25回総会採択 25・7・7) 二、優良教員の養成確保に関する対策について(第29回総会採択 25・9・8)
第34回 26・2・10	教育財政問題について(第38回総会採択 26・1・26)
26・8・2	ユネスコ国内委員会準備委員会設立案(教育刷新審議会案)
26・11・8	中央教育審議会設置に関する声明(教育刷新審議会声明)
第35回 26・11・12	中央教育審議会について(第45回総会採択 26・11・8)
27・6・6	中央教育審議会設置(教育刷新審議会は廃止)

(15) 海後宗臣他編集；教育学事典第2巻，平凡社，昭和30年，ページ52

(6頁よりつづく)

又昭和22年3月28日の第29回総会で「新制高等学校の程度に関する事」を採択し、前者は第1回建議事項として、又後者は第3回建議事項として、総理大臣に以下のように建議している。<sup>(16)</sup>

#### 昭和21年12月27日教育刷新委員会第1回建議事項

##### 二、中学校に続くべき教育機関について

1. 三年制の高等学校(仮称)を設ける。但し、四年制五年制のものを設けても差支えないこと。
2. 右の高等学校には、全日制のものと定時制のものがあること。
3. 右の高等学校は、必ずしも男女共学でなくてもよいこと。
4. 右の高等学校は、普通教育並びに専門教育を行なうものとする事。
5. 男女18才未満の者は、1カ年1定時間の普通教育を受けるものとする事。

#### 昭和22年4月11日教育刷新委員会第3回建議事項

##### 二、新制高等学校の程度に関する事

新制高等学校の内容が新時代の要求に適応するものであることはいうまでもないがその程度はおよそ現在の高等専門学校(旧制専門学校を意味する。引用者注。)の程度を基準とすること。

教刷委のこのような建議は、何を意味するであろうか。新制高等学校は第1回建議では第1次米国教育使節団報告書の勧告と同様に、技能者養成機関であると同様に技術者養成機関として構想されているのである。これに対し、第3回の建議では、その教育程度は「現在の高等専門学校の程度を基準とすること」と建議し、新制高等学校は技術者養成機関と考えられているのである。教刷委の新制高等学校制度化をめぐるこのような思想的な振幅は、次項において明らかにする通り、その制度化の段階において反映されるのである。しかし、それについて言及する前に、昭和36年の技能連携制度化の速因となったこの時期のもう一つの系譜を、ここで明らかにしておくなければならない。すなわち、それは昭和20年10月11日の「工場事業場技能者養成令」の廃止の結果、これまで生産現場で行なわれてきた技能者養成を、どのように再組織化するかとい

---

(16) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第19巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年，ページ249

う問題である。この解決施策としてはこれまでの企業内青年学校あるいは技能者養成施設を新制高等学校に再編するのも可能な一方策ではあった。しかし、当時、これ以外の方策も構想されていたのである。すなわち、GHQの労働行政民主化原理にそった動きで、厚生省労政局労働保護課は、昭和21年4月11日、労働者保護の視点から「労働保護立法作成要領」を作成している。そしてその中で、これまでの封建的な徒弟制度を労働者保護の視点から再編された近代的技能者養成制度の確立が構想されているのである。この経過については、すでに先行研究成果もあるもので、<sup>(17)</sup>ここではこの流れが昭和22年の労働基準法第7章の技能者養成の制定に具体化するものであったと指摘しておけば、十分であろう。

## 2. 新技術教育制度と技能連携問題

連合国、特に米国と日本政府との政治的緊張関係の中で生れた一連の技術教育制度の改革の動きは、具体的にはどのような法制として結実したであろうか。技能連携制度とのかかわりで見れば、その一つは教育基本法、学校教育法の制定であり、<sup>(18)</sup>その二つは労働基準法の制定である。これ等の法令において、技能者、技術者養成は、どのように構想されているであろうか。本主題との関連で関係条項を列挙すれば、それは次の通りである。<sup>(19)</sup>

昭和21年11月3日日本国憲法

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

昭和22年3月31日教育基本法

(教育の機会均等)

第3条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって教育上

---

(17) 職業訓練大学校第7期生 山見豊 卒業論文；昭和33年職業訓練法の成立過程，職業訓練法の成立過程，職業訓練大学校調査研究部 資料№2，昭和47年

(18) 教育基本法の制定過程については，鈴木英一；戦後日本の教育改革第3巻，東大出版，1970，学校教育法の制定過程については，仲新教育学叢書日本現代教育史，第1法規，昭和46年を参照されたい。

(19) 法令全書，昭和21年11月号，昭和22年3月号，昭和22年4月号



差別されない。

- ② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

昭和22年3月31日 学校教育法

(小学校の目標)

第18条第1項第3号 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

(中学校教育の目標)

第36条第1項第2号 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

(高等学校教育の目標)

第42条第1項第2号 社会において果さなければならない使命の自覚に基き、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。

昭和22年4月7日 労働基準法

第7章 技能者の養成

(徒弟の禁止)

第68条 使用者は徒弟・見習・養成工その他何等の名称をもってするに拘らず技能の教習を理由として労働者を酷使してはならない。

使用者は技能の習得を目的とする労働者を家事その他技能の習得に関係のない作業に従事させてはならない。

(技能者の養成)

第69条 長期の教習を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成するために必要があるときは命令でその教習方法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金に関する規定を定める。

前項の命令においてはその必要の限度で第13条の契約期間、第23条の賃金の支払、第30条の最低賃金並びに第48条及び第62条の危険有害業務の就業禁止制限に関する規定に対して別段の定めをすることができる。

第70条 前条の規定に基いて発する命令によって労働者を使用する使用者は予めその員数、

教習方法、契約期間、労働時間、賃金の基準及び支払の方法を定めて行政官庁の認可を受けなければならない。

使用者が前項の認可に基いて労働者を雇入れたときは行政官庁に届け出て証明書の交付を受けこれを事業場に備え付けなければならない。

第71条 第69条の規定に基いて発する命令は技能者養成委員会に諮問してこれを定める。

技能者養成委員会の委員は関係ある労働者及び使用者の各界を代表する者並びに公益を代表する者について主務大臣が各同数を委嘱する。

前二項に定めるものの外技能者養成委員会に関して必要な事項は命令で定める。

第72条 第70条の規定によって労働する未成年の労働者については第38条第1項の年次有給休暇の日数はこれを1.2労働日とする。

第73条 技能者養成のために労働者を使用する使用者がその資格を失い又は認可の条件に反したときは行政官庁は第70条の認可を取消することができる。

これ等関連条項に依って明らかな通り、戦後の技能者・技術者養成制度は、日本国憲法、教育基本法の精神にもとづき、新制高等学校と労働基準法下の技能者養成とに依ってスタートするのである。かくしてこのような制度構想がその後の具体的運用場面において、必然的に高等学校制度下の技能者・技術者養成と労働基準法下の技能者養成とを、どのように関連づけるかという問題を惹起するのである。つまり、ここに行論において明らかにする一連の技能連携制度化論を生み出す原点があるのである。

ところで、このような問題をはらんでスタートした新技術教育制度は、その後どのように実施されていったであろうか。文部省は昭和23年2月9日の閣議決定「新制高等学校制度の昭和23年度実施決定」<sup>(20)</sup>に先き立つこと約1年前の昭和22年2月17日に、「新学校制度実施準備に関する件」(発学第63号)、昭和22年4月7日に「新制高等学校の教科課程に関する件」(発学156号)を各地方長官宛に出している。前者の通達において新制高等学校の修業年限は「3年を原則とするが、4年あるいは5年のものも認める。高等学校は、中学校修了後更に学校教育を継続しようとする者を全部収容することを理想とする。高等学校には特殊の事項や職業に関する附設課程を置くこともある。<sup>(21)</sup>」(下線部、引用者注。以下同じ)とし、従って、「高等学校は

(20) 木村力雄、佐々木輝雄；戦後日本における技能者、技術者養成政策史年表 ページ9

(21) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第23巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年 ページ252

義務制ではないが、将来は授業料を徴収せず無償とすることが望ましい。<sup>(22)</sup>と述べている。又課程について「全日制あるいは定時制とすること」<sup>(23)</sup>とし、「現在の青年学校本科は廃止されることになる」<sup>(24)</sup>と述べ、青年学校を母体とする定時制課程の意義について、「国家社会において勤労青年の持つ役割は極めて大きい。(中略)、この意味において、高等学校に置くべき定時制課程も、勤労青年教育のために極めて重要なものである。」<sup>(25)</sup>と述べ、その制度的裏づけとして、「卒業資格も全日制のものと同原則的に同一であるべきであるが、修業年限は全日制よりも長くなることもあろう。」<sup>(26)</sup>と指摘しているのである。一方、後者の通達、つまり、「新制高等学校の教科課程に関する件」では、新制高等学校の具体的なカリキュラムを例示している。工業関係では15学科に亘り、<sup>(27)</sup>全日制的標準カリキュラムを例示しているが、ここで機械学科を示すと表I-1の通りである。<sup>(28)</sup>

われわれはこれ等両通達によって、新制高等学校がその実施当初から、教育の機会均等を意図したきわめて民主的かつ大衆的な後期中等教育機関として描かれていたことを知ることができる。従って、新制工業高等学校は、技能者・技術者養成をも行なう教育機関としてとらえられ、その

---

(22) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第23巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年，ページ252

(23) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第23巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年，ページ252

(24) 新制高等学校に関する件 昭和23年2月10日(発学534号)「一、高等学校(四)従来の青年学校は、昭和22年度限りこれを廃止する。」

(近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第23巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年，ページ252)

(25) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第23巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年，ページ260

(26) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第23巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年，ページ260

(27) その内容は、機械科・電気科・造船科・電気通信科・工業化学科・紡織科・色染科・土木科・建築科・採鉱科・冶金科・金属工業科・木材工芸科・金属工芸科・窯業科の15科である。

(28) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第23巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年，ページ307

表 I-1 機械科の教科課程

合計	自由研究	科教科選			必修教科計	科教科通普			科教科係関							実習	教科				
		普通教科	家庭	各種機械		応用力学	体育	社会	国語	工業経営	工業概説	物理及化学	数学	電気	原動機			機械設計	製材	材料	機械工作
四〇九五				一四〇 六五五	三四三〇	三一五	一七五	三一五	七〇	三五	二一〇	二八〇	七〇	一四〇	二一〇	三一五	七〇	一七五	一〇五〇	学年別の例	
一二二五 一三六五(三九)				三五(一) 一七五(五)	一一九〇(三四)	一〇五(三)	一七五(五)	一〇五(三)			四〇(四)	七〇(二)		一〇五(三)	一〇五(三)	一〇五(三)	七〇(二)	二八〇(八)	一		
一一九〇(三四)				三五(一) 二一〇(六)	二五五(三三)	一〇五(三)	一〇五(三)				一〇五(三)	七〇(二)	七〇(二)	一〇五(三)	一〇五(三)	一〇五(三)	七〇(二)	三五(一)	三五(九)		二
一二五五(三三)				三五(一) 二八〇(八)	二〇八五(三一)	一〇五(三)	一〇五(三)	七〇(二)	三五(一)	七〇(二)	三五(一)		七〇(二)	一〇五(三)	一〇五(三)	一〇五(三)	三五(一)	四五五(二三)	三五		

備考 第三学年において四箇月までの現場実習を行なうことができる。

カリキュラムは表 I-1 の例の通り、今日の工業高等学校に比べ、きわめて実技訓練が重視されているのである。というのは、表 I-1 の「関係教科」について、通達が「関係教科というのは実習に関係ある教科という意味であって実習に関係づけて学習する必要がある。」<sup>(29)</sup>と指摘していることから、明らかであろう。このような工業教育カリキュラム編成に関する考え方は、一般に米国の Vocational High School のそれに範をとったものといわれている。<sup>(30)</sup>

新制高等学校は、以上のような経過を経て、昭和23年4月より、いよいよ実施されて行くのである。しかし、その実施過程は、当時の日本経済社会の状況とのからみあいの中で幾度かの試練に遭遇せざるを得なかったことはいままでもない。しかし、ここでそれについて言及する余裕

(29) 近代日本教育制度史料編纂；近代日本教育制度史料第23巻，大日本雄弁会講談社，昭和39

年，ページ 52

(30) 土井正智志他著；工業技術教育法，産業図書，ページ 52

(31) はない。ただ、ここではこのような状況の中で、しだいに新制高等学校教育は日本経済の復興とともに質的にも量的にも拡充されていったことを指摘しておきたい。そしてまた、その過程において工業高等学校カリキュラムは、昭和23年10月11日、「新制高等学校教科課程の改正について」(発学448号)<sup>(32)</sup>、昭和24年1月10日、「新制高等学校教科課程中職業教科の改正について」(発学10号)<sup>(33)</sup>、さらには、昭和26年7月30日、「高等学校学習指導要領工業科編(試案)」<sup>(34)</sup>の通達においても、先のカリキュラム編成に関する通達<sup>(35)</sup>の精神により編成されているのである。

ところで、労働基準法下の技能者養成の実施過程は、どのような状況であったであろうか。企業内技能者養成は、昭和22年9月1日の労働省設置により<sup>(36)</sup>、その所管官庁を厚生省から労働省に移されることになったのである。これに伴い、労働省は技能者養成実施のために、昭和22年10月31日に「技能者養成規程」(労働省令6号)を定め、養成職種として15職種を指定し、その養成期間として2~4年とすることを定めている<sup>(37)</sup>。その後、この養成職種の指定は昭和23年6月30日の「技能者養成規程中改正」(労働省令第9号)<sup>(38)</sup>によって、47職種に拡大され、さらに昭和26年4月1日の「技能者養成規程改正」(労働省令第8号)<sup>(39)</sup>によって120職種に

---

(31) 当時の経済社会状況については、経済企画庁調査局編；資料経済白書25年、日本経済新聞社、昭和47年、を参照されたい。

(32) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第23巻、大日本雄弁会講談社、昭和39年、ページ400

(33) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第23巻、大日本雄弁会講談社、昭和29年、ページ408

(34) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第31巻、大日本雄弁会講談社、ページ120

(35) 土井正智志他著；工業技術教育法、産業図書、ページ56・57

(36) 昭和22年8月31日 労働省設置法(法律第97号)(法令全書 昭和22年8月号)

(37) 昭和22年10月31日 技能者養成規程(労働省令第6号)(法令全書 昭和22年10月号)

(38) 昭和23年6月30日 技能者養成規程中改正(労働省令第9号)(法令全書 昭和23年6月号)

(39) 昭和26年4月1日 技能者養成規程改正(労働省令第8号)(法令全書 昭和26年4月号)

拡大されるのである。<sup>(40)</sup>これ等職種の拡大はわが国経済の発展状況に対応したものであり、又それは技能者養成の力点が工芸等の手工業下の技能者養成から重化学工業下のそれに移行していく過程でもあった。<sup>(41)</sup>

ところで、以上のような技能者・技術者養成制度の実施過程、つまり、学校教育法下の技能者・技術者養成と労働基準法下の技能者養成との展開は、その展開自体の内に、次のような技能連携問題を内在していたといえよう。すなわち、その第一は、青少年の教育機会の拡大とのかかわりにおいて、高等学校と技能者養成施設との間に、同等性を認めるか否かの問題である。その第二は、工業高等学校の教育と技能者養成施設の訓練とを、同等異質のものとして評価するか否かの問題である。これ等の問題は制度論的には相補的な関連にあることは、いうまでもない。

これ等の問題について、どのような解答図式が描かれたであろうか。以下、その状況について明らかにしてみたい。

GHQの民間情報教育局(Civil Information and Education, 以下C. I. E. という)の助言等によって文部・厚生両大臣の諮問機関として設置された「職業教育及び職業指導委員会」(以下、職教委という)<sup>(42)</sup>は、昭和22年7月の「各種工業に於ける見習工教育計画基準案」の意見具申において、次のように述べている。<sup>(43)</sup>

工場事業場に於ける職業教育の範囲は極めて広般で、その実施について問題となる事項は多々あるが、本案では刻下時に重要度を加えつつある中堅多能工の見習の教育に重点を置いた。

#### 1. 教育の目標

職業教育の内容としては左の三項を適当に包含せしめること。

(イ) 技術教育 技術水準の向上と勤労意欲の昂揚

(ロ) 社会教育 社会常識の涵養と勤労文化の振興

---

(40) 技能者養成対象職種は、山見豊卒業論文；昭和33年職業訓練法の成立過程，職業訓練大学校調査研究部 資料№2，昭和47年，ページ27参照のこと。

(41) 山見豊 卒業論文；昭和33年職業訓練法の成立過程，職業訓練大学校調査研究部資料№2を参照されたい。

(42) 昭和21年11月11日設置。その後昭和24年7月5日「職業教育及び職業指導審議会令」(政令第242号)公布により改称。

(43) 文部省；産業教育70年史，雇用問題研究会，昭和31年，ページ972～976

(イ) 労働教育 労働問題の認識と労働者自覚の促進

## 2. 教育の方針

- (イ) 教育の計画並びに実施に関し労資協力の体制を確立すること。
- (ロ) 学校式教育を避けなるべく現場中心の教育を実施すること。
- (ハ) 画一的な天下り教育の弊を打破し、自主性、創造性を尊重すること。
- (ニ) 勤労と学習を両立せしめるためなるべくパートタイムの制度を採用すること。
- (ホ) 個性を尊重し、その特性を啓培伸長せしめること。
- (ヘ) 自学自習の習慣を涵養し、生活指導、安全、保健に留意すること。
- (ト) 6.3.3.4制との関連を考慮し、また委託教育、学校教育、通信教育等をも利用すること。

## 3. 教育施設経営の主体

- (イ) 単独の事業主
- (ロ) 中小事業主の共同体
- (ハ) 事業主又は事業主組合と学校との共同体
- (ニ) 事業主と労働組合との共同体

従来(イ)に重点が置かれたが、今後の日本の産業動向に鑑み、特に(ロ)、(ハ)、(ニ)に考慮を払い、その指導助成奨励に留意すべきこと。

## 4. 教育の対象

- (イ) 多能工又は基幹的熟練工

長期間、広範囲に亘る組織的技術訓練を要し、且つその徳性教養に於いて中堅工たるに値する技能者

職種により差異あれども概して三年内外の訓練を要す。

- (ロ) 単能工、分業工又は半熟練工

特定の職種に対する一応の経験を有する技能者

数ヶ月乃至一ケ年の訓練を以って足る。

従来両者の間に屢々混同を来たし、養成の目標が必ずしも明確でなかったのに鑑み、主力を(イ)に置き(ロ)の訓練課程を通じて選抜教育するものとす。

## 5. 対象となる工業

- (イ) 一般機械的諸工業
- (ロ) 精密機械工業

(イ) 一般手工業

(ニ) 工芸的手工業

従来戦争目的を主眼とせる(イ)に重点が置かれたが、今後は資源関係、貿易関係及び我が産業の特色等より従来比較的顧みられざりし(ロ)(ニ)に見習工教育の重点を置くものとする。

6. 職能資格の附与(略)

7. 新制高等学校との関係

見習工教育の形態には、A学習実習共に工場直営のもの。B学習は公私立学校、実習は工場に於て分担するものとあり夫々実情に応じ特色を活かすことによって効果的な教育が行なわれるべきであり、強いて之を新制高等学校の型にはめる要はないが、若しその型式を採用するを適切とする場合には、特に左の点につき考慮が払われるべきである。

(イ) 学習年限、設置学科、授業時間、教材、教師の任用、教育方法その他については、事業の特殊性に鑑み、経営者の自主創意を尊重し、画一的取扱をさけること。

(ロ) 職能資格取得と学校の修業年限、卒業資格とを併行せしめること。

8. 教育の方式(略)

9. 法制及び行政的措置

(イ) 見習工教育については合理的にして完全なる単行の新徒弟法の制定を目途とし、暫定的には教育基本法、学校教育法、労働基準法、労働組合法等の中に於て、またその関連に於て教育の徹底を期すること。

(ロ) 本教育実施については、中央並に地方官民より成る職業教育委員会を置き、その監督指導に当らしむること。

10. 優秀技能者表彰制度(略)

11. 実施につき一般的に考慮を要すべきこと。(略)

この意見具申では、上記の通り、技能者養成は「学校式教育を避けなるべく現場中心の教育を実施すること」と構想され、従って、新制高等学校との関連は「強いて之(技能者養成、引用者注)を新制高等学校の型にはめる要はない」と考えられているのである。職教委のこの意見具申の中には、技能者養成制度を高等学校制度と連結しようとする意図もないし、又両者はその教育内容においては、異質なものであるべきであると考えられているのである。

このような見解に対し、教刷委は昭和23年2月27日に「労働者に対する社会教育について」を第58回総会で採択し、同月28日に第13回建議事項として総理大臣に建議しているの



ある。この建議は技能連携の制度化の必要性を真正面から論じた最初のものであり、従って、<sup>(44)</sup>きわめて重要な建議であるので、全文を掲げておくことにする。

昭和23年2月28日 教育刷新委員会第13回建議事項

「労働者に対する社会教育について」

労働者に対する社会教育の実施に際し、特に左の諸点が要望せられる。

一、労働者に対する社会教育としては、労働問題並びに労働関係法規に関する理解の促進と職業的知識及び技術的熟練の修得と、更に社会的、文化的教養を高め人格の陶冶を期する教育とを有機的総合的に実施すること。

二、その実施に際しては、一定のイデオロギーに囚われず、広く客観的、歴史的事実を資料として、社会思想一般に関する公正な理解と、社会問題に対する自主的科学的判断の習慣を養うようつとめること。

三、労働者のための技能者養成所、見習工教習所、組合学校等の教育施設に対しても、前記の趣旨の普及及び徹底を図ること。

右の場合、教育の機会均等の趣旨に基づき、高等学校、更に大学へ進みうるために、単位制クレジットを与える措置を講ずること。

四、この種の教育においては、労働組合の自発性を尊重して、その積極的参加を求め経営者ならびに学校図書館、公民館その他の公共施設は、これに協力する体制をとり、国及び地方はこれに対し必要な<sup>あ</sup>と援助を与えること。

五、文部、労働両者は相互の了解を進め、労働者教育における所管事務の限界を明らかならしめて、それぞれの責任において、担当分野の教育を遂行するのみならず、具体的に協力事項を定めて両省はもとより、地方関係部局においても積極的に相互協力をなし得る方法と組織を設けること。

これ等協力の妨げとなる予算経理その他制度上の不備については、これが改善につとめ運用を適切ならしめること。

---

(44) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第19巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年，ページ272～273。「社会教育」の概念は、「学校教育」，「家庭教育」の対概念として，使用されている。

この建議においては、技能者養成施設での教育は「教育の機会均等の趣旨に基き、高等学校、更に大学へ進みうるために、単位制クレジットを与える措置を講ずること」の指摘からも明らか通り、教刷委は、後期中等教育制度として、たしかに制度論的には職教委と同様に工業高等学校制度と技能者養成制度の存在を是認している。しかし、教刷委は両制度が教育内容論的には同質の部分が存在することを認め、その分野では「教育の機会均等の趣旨」から連携の必要性を建議しているのである。そしてさらに、この連携を具体化するために、関係官庁である文部省と労働省とがお互に協力するよう勧告しているのである。われわれは、新制高等学校及び技能者養成制度のまさに発足直前に、このような建議が内閣総理大臣に出されたことに注目すべきであると思う。その後、この建議の精神を具体化するために、昭和23年7月28日に、文部省社会教育局長及び労働省労政局長名で、次のような「労働者教育に関する労働省（労政局）、文部省（<sup>(45)</sup>社会教育局）了解事項について」（発社209号）通達が出されている。

昭和23年7月28日 労働省（労政局）、文部省社会教育局長  
「労働者教育局）了解事項について」

一、労働省（労政局）の所管する労働者に対する教育行政（以下甲とする）と文部省（社会教育局）の所管する労働者に対する教育行政（以下乙とする）とは次のようにその重点を異にする。

目標甲 健全中正な労働組合運動の発展を図り、あわせて合理的平和的且つ迅速な労働関係の調整に資する。

乙 公民教育の一環として社会の一員たる労働者が健全なる社会人ないし公民として必要とする教養の向上、知識の涵養、人格の陶冶に資する。

内容甲 1 労働関係諸法令の普及徹底に関する事項。2 内外にわたる労働組合、団体交渉、労働委員会等労働諸事情に関する公正な情報の提供に関する事項。3 その他労働問題の観点よりする諸問題の紹介及び解説に関する事項。

乙 1 一般公民として必要な知識の向上に関する事項。2 科学技術の原理及び応用に関する事項（工場内において行なわれる技術訓練を除く）。3 情操陶冶に関する事項（芸術、文学、

---

(45) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料 第2・7巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年，ページ 305～306

音楽に関する教育、視覚教育等を含む)。4 その他公民としての資質向上に必要な事項。

二、右のように甲と乙とはその目標及び内容におのずからその重点を異にするが、実際問題として、例えば労働者のレクリエーションの奨励に関する事項の如く両者の間に明確な一線を画すことは困難な場合が多いと思われるので、両者の持つ機構と機能等を最大限に活用し相互にその短を補い、相協力して労働者教育の振興を図ることが必要であり、そのためにはそれぞれの主管局部課において緊密な連絡をとり随時必要な調整をなすよう努めなければならない。

しかし、この通達はその通達内容から明らかな通り、主として文部省社会教育局と労働省労政局との間の所管範囲の明確化を意図するものであり、先の教刷委第13回建議に十全には答えていないのである。その原因については、今後の研究に待たなければならないが、しかし、ここでは差当って、次のようなことだけは指摘できよう。すなわち、その第一は、O.J.T. (On the Job Training。以下O.J.T. における「労働者教育」<sup>(46)</sup>と学校教育との連携問題に関する当時の行政の主たる関心事が、技能・技術教育よりも健全な労働組合運動教育にあったということである。つまり、当時の労働運動の激化の中で<sup>(47)</sup>とかく行過ぎと見なされる労働運動を健全化するために、「労働者教育」よりも「労働教育」が焦眉の問題と認識されたのである。その第二は、より直接的な原因であるが、先の了解事項が文部省社会教育局と労働省労政局との間にとりかわされたことにある。というのは、労働省において技能者養成を担当業務とする関係部局は、労働基準局及び職業安定局であるにもかかわらず、主として「労働教育」を担当業務とする労政局が、文部省社会教育局と了解事項をとりかわしたからである。このために、「労働者教育」をめぐる学校教育との連携問題は、「労働教育」のそれに倏少化され、技能連携問題が無視される結果となったのである。

新技術教育制度の発足当初における以上のような技能連携制度化をめぐる論議は、その後どのような変貌を遂げたであろうか。その変貌が昭和23年以降の米国による対日占領政策の変更と密接不離な関係にあったことはいうまでもない。しかし、ここでその相互関係を詳細に分析する

---

(46) 「労働者教育」の概念は、一般に労働者に対する一般教育、労働関係法規教育(労働教育)、技術教育(職業教育)から構成されている。

(47) 昭和22年1月31日のマッカーサー元師のいわゆる2・1ゼネスト中止命令は、その典型的な事例である。

余裕はない。<sup>(48)</sup>ただここでは、(1)昭和24年10月1日の中華人民共和国成立宣言、昭和25年6月25日の朝鮮戦争の勃発等が、米国政府による「防共国家」としての日本の政治的経済的自立化政策を惹起したこと、<sup>(49)</sup>(2)米国のこのような対日政策を背景に、日本政府自体の自立化政策において、すでに行論で明らかにしてきた新技術教育制度が再検討されることになったこと、<sup>(50)</sup>を指摘しておきたい。

占領当初において制度化された新技術教育制度は、日本政府によってどのように再検討されているであろうか。又その再検討の過程において、技能連携はどのようにとらえられているであろうか。

これ等の問題について教刷委から教育刷新審議会(以下、教刷審という)に改称した教刷審は、<sup>(51)</sup>内閣総理大臣に昭和24年6月11日に以下のような建議を提出している。

昭和24年6月11日 教育刷新審議会第30回建議事項

「職業教育振興方策について」

あらゆる国民は職業によって各自の生活を営むとともに、社会国家の要請に寄与してゆかなければならないから、職業教育の重要なことは言をまたないところである。ことに産業を復興しわが国経済の自立を期することは新日本建設の上に最も肝要であって、職業教育振興の要、真に今日より急なるはない。

しかるに新教育制度の実施により一般教育の点においては画期的刷新が行なわれ、進歩改善の跡を見るが職業教育に関しては大いに見劣りせられるものがあり、職業教育軽視の風潮すら生じつつあるは甚だ遺憾とするところである。

新制中学においては職業科の教育は混乱を来し、新制高校においては普通科教育に偏して職業教育は衰微の傾向を示している。定時制高校並びに技能者養成の制度も一般に利用されるに

(48) 今後の研究課題としたい。

(49) 昭和24年1月1日の「マッカーサー元帥昭和24年年頭の辞」(辻清明編；資料戦後20年史第1巻〈政治〉、日本評論社、1967年 ページ 61)を参照されたい。

(50) 経済企画庁調査局編；資料 経済白書25年、日本経済新聞社、昭和47年

(51) 近代日本教育制度資料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第19巻、大日本雄弁会講談社、昭和39年、ページ324～326。第30回建議事項は教育刷新審議会第1回総会採択のものである。

至らず職場における教育もまた不振を極めている。

さらに戦災校における実習実験施設はいまだに復旧せられず、新設校における設備は不完全の域を脱しない。特に憂うべきは職業学科担任教員及び実業高校普通科担任教員の能力不足と意気そ喪とであって、急ぎ、再教育の要がある。新教育制度の一環として職業教育振興のために左記の事項につき積極的方策を講ずることを要望する次第である。

一、新制中学における職業科の教育はその普通教育機関たるの使命に鑑み、職業生活に関する理解と勤労愛好の精神とを養うことに主眼を置き専ら職業人たるの根幹を培うことに努めること。

上級学校における生徒並びに父兄の普通科教育偏重の傾向に鑑み、特に新制中学において職業補導の徹底を期すること。

二、新制高校の画一化を避け職業教育に重点を置く単独校を多数設置すること。

総合高校においても職業科目を軽視することなく教科内容を充実し必要なる施設を整備すること。

新制高校に一年乃至二年の専攻科設置を奨励すること。

戦災高校における実習実験設備を速かに復旧すること。

三、新制高校における職業教育を効果的ならしめるため、企業又は産業団体との共同教育組織を設くる途をひろくこと。

四、定時制高校の教育をして完成教育の実を挙げしめるため、実情に即し職業科目中心の教科課程を編成すること。

定時制高校分校設置基準を緩和し、容易にこれを設置し得るよう改めること。

定時制高校と技能者養成所との提携を密にし、労働省は定時制高校の課程を技能者養成の一部と認め文部省は技能者養成に対し単位制クレジットを与える措置を講ずること。

五、企業又は産業団体に於ける職業教育に協力するため学校は聴講制度、委託学生制度、特別開放講座、巡回講師制度等を設け、また実習場及び、実験室を公開利用せしめること。

六、文部省は新制高校並びに新制中学の職業科教員の養成、並びに確保につき至急根本計画をたてること。

職業科教員の現職教育のために研修制度を完備し、長期講習、通信教育、公開講座等の施設を講ずること。

七、政府は職業教育の振興につき実業教育に関する国庫補助を強化し、その他必要なる法律的並びに予算的措置を講ずること。

第30回教刷審建議は、上記の通り、「産業を復興しわが国経済の自立を期することは新日本建設の上に最も肝要であって、職業教育振興の要、真に今日より急なるはない。」と認識し、それにもかかわらず職業教育が新教育制度下にあっては、「職業教育に関しては大いに見劣りせられるものがあり、職業教育軽視の風潮すら生じつつあるは甚だ遺憾とするところである。」と述べ、これが改善のために上記資料のような7つの改善策を要望しているのである。これ等要望の内特に技能連携制度化にかかわるそれは、第四の要望事項である。そこでは勤労青少年の高等学校の教育機会を拡大するために、「定時制高等学校分校設置基準を緩和し、容易にこれを設置し得るよう改めること」が要望されている。そして勤労青少年教育のための定時制高等学校と技能者養成施設との教育上の関係については「定時制高等学校と技能者養成所との提携を密にし、労働省は定時制高等学校の課程を技能者養成の一部と認め文部省は技能者養成に対し単位制クレジットを与える措置を講ずること」を建議しているのである。この建議はすでに行論で明らかにしてきた昭和23年2月27日の教刷委第13回建議の教育を再度建議すると共に、さらに、より積極的な実施化のための具体的な構想を示したものといえよう。

後期中等教育段階における職業教育振興については、この他にも昭和24年7月5日に職教委を改組した「職業教育及び職業指導審議会」(以後、職教審という)<sup>(52)</sup>も、昭和24年11月28日<sup>(53)</sup>に次のような「高等学校総合問題に関する決議」を表明しているのである。

昭和24年11月28日 職業教育及び職業指導審議会

「高等学校総合問題に関する決議」

新制高等学校の総合は斯教育の上に及ぼす影響甚だ大なるものがあるから、これが実施に当っては当該地域社会における学校数の多少、青少年進学の場合及び産業経済の状態等をよく検討考慮し慎重な計画に基いて行なわなければならない。しかるに昨年来府県によっては十分にこれらの検討攻究をなすことなく、全面的画一的に、しかも早急にこれを実施したため高等学校教育の混乱を来し、特に職業教育に著しい打撃を与えるに至った地方の少くないことは誠に遺憾に堪えないところである。よって地方教育当事者が深く左の諸点に留意し、今後実施せんとする地方においてはよくその計画を誤らないことを期するとともに既に実施した地方にお

(52) 職業教育及び職業指導審議会令(政令第242号)

文部省；産業教育70年史，雇用問題研究会，昭和31年，ページ978

(53) 文部省；産業教育70年史，雇用問題研究会，昭和31年，ページ979～980

いてもその適当でないものは速かにこれを改善是正するよう文部省において然るべき措置を講ぜられたい。

一、高等学校の総合を企図するに当っては教育の機会均等の趣旨に従い、しかも現下わが国家社会の要請と当該地方青少年の進学の志望とに鑑み高等学校における各種の教育がそれぞれよく充実発達しおのおのその実効を挙げ得るよう計画されなければならない。

一、右の趣意から高等学校の相当多数ある都市はもとより、生徒の通学に支障を来たさない範囲に多数の高等学校がある場合はそれぞれの種類の単独学校を設けることを可とする。

一、従来の総合実施の状況を見るに普通課程偏重、職業課程軽視の傾向があつて職業教育の不振沈滞を来たしたところが少くないが、抑も高等学校卒業者の中上級学校に進学する者は僅かにその二割余であつて大多数の者は直に社会の実務に従事するの実状に鑑み、総合を行なうに当っては職業教育を大いに重視し、これが量においても、また質においても縮少するよる結果を来たさしめてはならない。

一、普通課程を置く学校に職業課程を設ける場合は速に実習設備その他職業教育に必要な設備の整備充実を図らなければならない。

一、職業高等学校の総合を行なうときは限られた職業課程の教員が広範囲の学校に分散配置されるため教授力の低下を来たすから、特に斯種教員の数の充実と質の向上とについて対策を講ずる必要がある。

一、職業課程には施設経営上特殊の知識経験を必要とするものがあるから職業課程を置く総合高等学校には職業教育に十分理解のある人を校長とすることが必要である。

一、職業課程と普通課程とを併置するときは生徒が徒らに普通課程に馳る傾向があるから一層積極的に適切な進学指導及び職業指導を行なうことが必要である。

しかし、この職教審建議は、新制高等学校制度下における総合制高等学校の設置奨励が、「普通課程偏重、職業課程軽視の傾向があつて職業教育の不振沈滞を来たしたところが少くない」という認識の下に、職業高等学校及び職業課程の設置上の留意事項を決議しているに過ぎないのである。つまり、そこでは後期中等教育段階での職業教育振興は単に職業高等学校及び職業課程の振興に短絡的に結合され、職業高等学校の教育と技能者養成施設のそれとのかかわりについては無視されているのである。

ところで、職業教育の振興はその後において、わが国の経済自立化への進行とともに、ますますその重要性が認識され、これに関する諸法案も活発化して来るのである。

職教審は、昭和25年3月31日に文部大臣に「職業高等学校及び高等学校職業課程の改善振興対策について」を意見具申している。職教審はその意見具申において、「わが国を可及的速かに再建復興せしめるためには、わが国産業会の復興並びに輸出の振興による国家経済の自立体制を確立することが現在最も喫緊の問題である。これがためには現在不振の状態にある職業教育を速かに改善振興する施策を講じ、産業界に陸続として優秀な卒業生を供給しなければならない。(54) (55)」と述べ、工業高等学校教育の改善について、次のような意見を具申しているのである。

#### 工業高等学校に関する事項

工業高等学校の工業教育は将来各職場において生産を直接担当する中堅の技術工員を養成するものであるが、その素質如何は工業の消長に極めて重大な関係をもつものである。然るに工業教育の現状を顧みる時、なおその実際的な効果を挙げる上に遺憾が少くない。よってその改善振興を図るため特に左の事項について積極的施策を講ずることが必要である。

#### 一、制度

一、日本産業の長期的経済予測を基礎として、工業高等学校のあり方を考えること。

現下我国の産業復興過程にあつては工業高等学校の職業教育は極めて重要な事項である。今後の雇用問題の中心課題は「できるだけ大きな雇用量とできるだけ高い労働生産性との調和」をいかにして実現するかであり、高校側のあり方を規定する諸因子は各産業部門の長期にわたる構造的変化の見透し、労働生産性の推移等の経済予測に基礎をおかなければならないから工業高等学校のあり方については実証的調査に基づき充分な検討と対策を樹立すること。

二、必要な範囲で、産業別工場分布を考慮して各地域における工業高等学校の教育課程の重点のおき方に検討を加え組織的再編成を行なうこと。

要すれば産業の特定業種の要望に答えるモデルスクールを考慮すること。

戦後の変化した産業構造における雇用変動に即応し新しい職業高等学校の地域的分布を考慮すること。例えば鉄鋼、繊維、化学工業等の業種別分布に応じ、重点的に地方にこれらの業種に応ずる職業学科の完備した高等学校を設け学校と現場の密接な連契につとめる

---

(54)「職業高等学校及び高等学校職業課程の改善振興対策について」(意見具申)文部省;産業教育7.0年史,雇用問題研究会,昭和31年,ページ980~988

(55)同上ページ984~988



こと。

### 三、その他（略）

## 二、教育内容

### 一、工業高等学校が職業課程の本質に徹底すること。

- (一) 工業高等学校は将来中堅技術工員たるべきものを対象として職業的に役に立つ人の教育に徹すること。
- (二) 今後の技術工員は技術上以外においても高度の一般的教養を要することは職場における社会関係が実証している。その一般的教養は観念的に羅列された知識でなく、職業学科を中心として有機的に展開される教育によってなされるべきこと。
- (三) 一般教科の内容を職業教科と十分に関連を保たせ、職業教育の見地より取り扱い得るみちを開くこと。
- (四) 職業学科の主目的に関係ある教養課程を実地応用の見地から可能なかぎり職業学科の基礎並びに手段の学科である性格を明らかならしめること。
- (五) 主要産業における職業分析を基礎として、教科の内容が決定されるべきこと。即ち一般に工業教育が実地と遊離しているから教科内容を卒業生を需要する産業別の職業の実状に適合せしめ、産業企業の標準化した職階制を前提として企業内の労働者訓練と学校教育との協力を一層促進すること。
- (六) 教科内容並びに特別教育活動には、企業経営並びに人事管理、労働法規に関する知識、実践を取入れること。
- (七) 安全並びに衛生に関する教育を徹底すること。
- (八) 中学校においては勿論、工業高等学校低学年の職業指導を強化して徒らに普通課程に走る弊を打破すること。

註、本項は必ずしも上級進学者の道を妨げるものではなく本項と併行して別に考慮されること。

### 二、定時制工業高等学校の増設拡充を勧奨すること。

- (一) 産業経営内労働者の再訓練、補習教育に資するための工業高等学校の別科の増設を図ること。
- (二) 通信教育方式も考慮されること。
- (三) これらに即応して検定制度を設けること。

全日制の学校教育のみならず、定時制、別科の拡充により経営内における労働者の訓

操を助力すること、(中小企業におけるごとく企業内に訓練制度を有しないものにあつては特に必要である。)一定の課程を終了したものに対し検定等により資格を与えること。その資格を経営内においても使用者が尊重し、その労働者の昇進の道をひらくこと。

三、卒業生の就職後の補導を十分に行なうこと。

四、実習実験の内容、方法の充実改善をはかること。

(一) 産業界、各種試験場との密接な連絡により、実習の内容、方法等についても実状と遊離しないように努めること。

(二) 実習教育は単なる経験的技術の習得でなく科学的に理解されなければならない。その為には実習を職業学科、一般教科との関連性とその裏付けを明確にすること。

(三) 実習時間の増加とその効率的利用。

(四) 実習が教育のために行なわれるという明確な目的を有することからして労働基準法的主旨に副った学校実習基準の如きものを設定すること。

労働基準法の準用をうけぬとするならば賃金の各条の適用は、實際上不可能であり、実習を廃止せしめる結果となるから、実習による生産物収入の使途を制限し、経理を外部の会計監査に附することにする等条件を明らかにして教育の目的に即応する基準を設定すること。

三、施設、設備 (略)

この意見具申は、先の職教審の決議に比べ、その振興方策がより具体的に提案されている。しかし、先の決議と同様に、技術教育の振興は工業高等学校・課程の振興によって実施されることが意図され、技能者養成を含めた形での技術教育の振興は思考外に置かれているのである。この点は教刷委又は教刷審の建議と著しく異なる点であり、職教委又は職教審の限界を示すものであろう。

またGHQの招請により、昭和25年8月27日に来日した第二次米国教育使節団は、昭和25年9月25日に「第二次米国教育使節団報告書」を提出し、その中で教育一般及び技術教育に関し、  
(56)  
次のように勧告している。

(56) 海後宗臣編；資料戦後 年史，第5巻 〈教育・社会〉，日本評論社，ページ 32～38

### 初等・中等教育の行政

民主主義の強みは、主として公立の初等・中等学校の強みいかにかかっている。日本の将来は、その国立・公立の学校教育制度の成否いかんと密接に結びついている。

日本の新憲法は、すべての国民に教育の機会均等と、義務教育は無償であることを保障している。昭和22年に制定された教育基本法および学校教育法、昭和23年に制定された教育委員会法、昭和24年に制定された文部省設置法ならびに教職員免許法（昭和24年）は、教育組織に、重要な機構上の改革をもたらした。これらの変革は教育の地方分権と民主主義的教育制度の発展の骨組を提供するものである。

（中略）

（後略）

### 職業教育

民主国家は、学校や大学の強固な、そして財政的にしっかりした組織をもたなければならない。高度の一般教育は、民主社会では欠くことのできない重要なものである。この一般的文化的教育とともに、しっかりした職業教育の計画がなければならない。日本は自給産業国となるためには、教養ある人々ばかりでなく、熟練した技術者を必要とする。熟練した教育のある技術工が、大ぜい職についていることほど、日本の民主化を保障するのに役だつものはほかにない。

諸学校、および諸大学において行なわれている職業教育の計画は、大いに強化される必要がある。

そして同報告書は又「教育行政の組織」の事項で、「国の組織—文部省は自由かつ独立すべきものであって他のいかなる機関とも合併せらるべきではない。現在他省によって実施されている教育機能は、文部省に移管されるべきである。」と勸告している<sup>(57)</sup>のである。

第二次米教育使節団報告書全体の評価については、諸々見解の分れる所であるが<sup>(58)</sup>、しかし、技能連携制度化論からみれば、あるコメントがなされているのである。すなわち、工業高等学校又は工業課程下の技能者・技術者養成（担等行政官庁、文部省）と労働基準法に基づく技能者

(57) 海後宗臣編；資料戦後20年史 第5巻、〈教育・社会〉、日本評論社、ページ33

(58) 海後宗臣監修；日本近代教育史事典、平凡社、昭和46年、ページ20～21

養成施設下の技能者養成（担当養成官庁、労働者）、でスタートした新技術教育制度は、その担当行政官庁との関連で後者の前者への移管が勧告されている。この思想はすでに明らかにした第一次米國教育使節団報告書での後期中等教育機関の本体を新制高等学校とみなす勧告において、その原形を読みとることができるかも知れない。しかし、この勧告が何故にこの時点に生じたのかは不明であり、今後の研究に待たなければならない。

なお、教刷審は先の諸建議の外、昭和26年2月10日の教刷審第34回建議事項、「教育財政問題について」<sup>(59)</sup>で、「四、職業教育振興のための国庫補助」の項目で、「職業教育の振興は、戦後わが国經濟再建に直接関係する重大な問題であるのにかんがみ、その整備充実のためには国庫補助を必要とする」<sup>(60)</sup>と建議している。しかし、職業教育振興のもう一つの柱である技能者養成施設に対する国庫補助については、この建議は何も言及していないことにもあわせて留意する必要がある。

行論において、われわれは、(1)新技術教育制度が新制度自体の制度的メカニズムの故に、その実施課程において、技能連携問題の顕在化を必然化したこと、(2)この問題解決に対してどのような処方箋が提示されたかを明らかにしてきた。しかし、これ等の処方箋はいずれも建議あるいは意見具申又は決議・勧告にとどまるものであり、いずれも制度的裏づけを欠くものであった。このことは、しかし、この占領期において、技能連携教育問題に対し、何の解答も与えられなかったことを意味するものではない。むしろ、我々はある意味において、この問題に対しある解答が出されたとも指摘できるのである。その証左として、昭和26年6月11日に制定された産業教育振興法<sup>(61)</sup>（以下、産振法という）をあげることが出来る。その内容を示せば、次の通りである。<sup>(62)</sup>

昭和26年6月11日 産業教育振興法（法律第228号）

## 第一章 総則

(59) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第19巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年，ページ332～350

(60) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第19巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年，ページ338

(61) 産業教育振興法の成立経過については、産業教育協会編；産業教育振興法の解説，中央社，昭和26年，を参照されたい。

(62) 法令全書および「近代日本教育制度史料」第24巻，ページ166～172

(目的)

第一条 この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神にのっとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もって経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「産業教育」とは、中学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。)高等学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)又は大学が、生徒又は学生に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもって行なう教育(家庭科教育を含む。)をいう。

(国の任務)

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体が左の各号に掲げようような方法によって産業教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

- 一、産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 二、産業教育に関する教育の内容及び方法の改善のため必要な援助を与えること。
- 三、産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- 四、産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。
- 五、産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

第二章 産業教育審議会

第一節 中央産業教育審議会

(設置)

第四条 文部省に、中央産業教育審議会(以下「中央審議会」という。)を置く。

(組織)

第五条 中央審議会は、20人の委員で組織する。

2 委員は、左に掲げる者につき、文部大臣が任命する。

- 一、産業経済界における学識経験がある者 4人
- 二、教育界における学識経験がある者 8人

三、勤労界における学識経験がある者 4 人

四、関係行政機関の職員 4 人

3. 前項第一号から第三号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。

但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 委員は、再任されることができる。

(権限)

第六条 中央審議会は、第三条各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、文部大臣の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議する。

(専門委員)

第七条 中央審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。

2. 専門委員は、産業教育に関し学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、中央審議会の推薦に基づいて文部大臣が任命する。

(委員及び専門委員の費用弁償等)

第八条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

2. 委員及び専門委員は、その職務を行なうために要する費用の弁償を受けることができる。

3. 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

(政令への委任)

第九条 中央審議会に関し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、政令で定める。

## 第二節 地方産業教育審議会

(設置)

第十条 この法律の規定により国の財政的援助を受ける都道府県に、地方産業教育審議会(以下「地方審議会」という。)

2. 市町村(市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。)に、地方審議会を置くことができる。

(組織)

第十一条 地方審議会は、都道府県にあっては十人以上二十人以内、市町村にあっては五人以上十五人以内において条例で定める員数の委員で組織する。

2. 前項の条例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法(昭和23年法律第七十号)第六十一条に規定する事件の例による。

3. 第一項の委員は、第五条第二項の例に準じて、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員

会が任命する。

4. 前項の委員の任命に当っては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならない。

(権限)

第十二条 地方審議会は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の区域内で行なわれる産業教育に関し、第三条各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

(委員の費用弁償等)

第十三条 委員は、非常勤とする。

2. 委員は、その職務を行なうために要する費用の弁償を受けることができる。
3. 前項の費用は、それぞれ、都道府県又は市町村の負担とする。
4. 費用弁償の額及びその支給方法は、条例で定めなければならない。

(教育委員会規則への委任)

第十四条 地方審議会に関し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、それぞれ、当該都道府県又は市町村の教育委員会規則で定める。

2. 前項の規則の制定に当っては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事と、市町村の教育委員会は市町村長と協議しなければならない。

### 第三章 財政的援助

#### 第一節 公立学校

(補助)

第十五条 国は、公立学校の設置者が左の各号に掲げる施設又は設備で中央審議会の議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費について当該設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする。

- 一、高等学校における産業教育のための実験実習の施設又は設備
- 二、中学校又は高等学校が産業教育のため共同して使用する実験実習の施設又は設備
- 三、中学校における産業教育のための実験実習及び職業指導のための施設又は設備
- 四、産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行なう大学における当該教育又は養成のための実験実習の施設又は設備

2. 前項に規定するもののほか、国は、公立学校の設置者に対し、予算の範囲内において、左の各号に掲げる経費について、補助するものとする。

一、国又は地方の産業の発展のために必要と認められる産業教育を行なう高等学校又は短期大学で、文部大臣が高等学校にあっては都道府県の教育委員会の推薦に基いて、短期大学にあってはその設置者の申請により指定するものが当該教育を行なうために必要な実験実習の施設又は設備の充実に要する経費

二、地方の産業教育及びこれに関する研究の中心施設として文部大臣が都道府県の教育委員会の推薦に基いて指定する中学校又は高等学校が当該教育又は研究を行なうために必要な実験実習の施設又は設備に要する経費及び当該研究を行なうために必要なその他の経費

三、産業教育に従事する教員及び指導者の現職教育に必要な経費

四、その他産業教育の奨励のために必要と認められる経費

(短期の産業教育)

第十六条 国は、公立の中学校又は高等学校が中学校卒業後産業に従事し、又は従事しようとする青少年のために地方の実情に応じた技能教育を主とする短期の教育(別科における教育及び学校において社会教育として行なうものを含む。)を行なう場合においては、当該学校の設置者に対し、当該教育に必要な施設又は設備及びその運営に要する経費について、中央審議会の議を経て政令で定める基準に従い予算の範囲内において補助するものとする。

(補助金の返還等)

第十七条 文部大臣は、補助金を受けた者が左の各号の一に該当するに至ったときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の補助金を返還させるものとする。

一、この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反したとき。

二、補助金交付の条件に違反したとき。

三、虚偽の報告によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(政令への委任)

第十八条 この節に定めるものを除くほか、補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 私立学校

(私立学校に関する財政的援助)

第十九条 私立学校に関する国の財政的援助については、第十五条第二項第一号中「都道府県の教育委員会」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。



2. 前項の規定により国が学校法人に対し財政的援助をする場合においては、私立学校法（昭和24年法律第270号）第五十九条第二項から第六項までの規定の適用があるものとする。

附則

1. この法律は、公布の日から施行せる。但し、第十五条から第十九条までの規定は、昭和27年4月1日から施行する。
2. 第五条第二項第一号、第二号又は第三号に掲げる者のうちから最初に任命される中央審議会の委員のうち各半数の者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、一年とする。
3. 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。
4. 第十条第二項中「市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）」とあるものは、すべて市町村に教育委員会が設置されるまでの間は、「教育委員会の設置されている市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）」と読み替えるものとする。
5. 文部省設置法（昭和24年法律第146号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項の表中

「教育課程審議会	教育課程に関する事項並びに職業教育及び学校が行なう職業指導に関する事項を調査審議すること。」
「教育課程審議会	教育課程に関する事項を調査審議すること。」に、
「保健体育審議会	学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技に関する事項を調査審議すること。」を
「保健体育審議会	学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技に関する事項を調査審議すること。
中央産業教育審議会	産業教育振興法（昭和26年法律第228号）に基き文部大臣の諮問に応じ、産業教育に関する重要事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議すること。」に

改める。

6. 実業教育費国庫補助法（大正3年法律第9号）は、廃止する。

これ等規定から明らかな通り、産振法は産業教育振興のための国庫補助を規定するものであり、その規定はすでに行論で明らかにしてきた各種審議会の建議・意見具申を具体化したものである。しかし、われわれは産振法の国庫補助の対象が学校教育法第一条学校に限定されていることに注目しなければならない。このことは労働基準法下の技能者養成施設は国庫補助対象外に置かれる

ことを意味し、その結果、高等学校での技能者・技術者養成と技能者養成施設での技能者養成とを制度的にも又教育内容的にも、より異質的なものと位置づける役割を果たすことになるのである。つまり、産振法の制定は技能者養成と技術者養成とを分離独立化させる二元的技術教育制度化の端緒を開いたものといえよう。それゆえ、産振法以降の技術教育制度は、産振法の意図する産業教育の振興とともに二元的技術教育制度の内的矛盾を顕在化させ、その問題解決に、早晚当面せざるを得なくなるのである。しかし、この課題を解明することは、次節の課題である。

## 第2節 対日平和条約以降における技能連携制度化をめぐる諸論議

周知の通り、日本は昭和26年9月8日の対日平和条約及び日米安全保障条約の調印（発効は昭和27年4月28日）により、被占領国から独立国家として、再度、国際社会に復帰することになった。これ以降、日本政府は国内的には、「占領期」に制度化された政治・経済・文化等の諸制度を、独立国家としての主体性の下に、全面的に再検討し、その再改革に着手するのである。従って、次章で明らかにする昭和36年の技能連携の制度化も、この全面的再検討、再改革の一部であるといえよう。

本節では、このような認識に立って、昭和26年対日平和条約調印以降昭和36年の技能連携制度化までの時期において、技能連携制度化をめぐり、どのような提案がなされたかを明らかにしたい。この疑問を解明するために、本節では、官側及び民側における技能連携制度化をめぐる諸提案を時系列的に分析することにする。

ところで、「占領期」における教育訓練制度の再検討は、通説によれば、昭和26年11月16日の政令諮問委員会答申、<sup>(63)</sup>「教育制度の改革に関する答申」に始まるといわれている。<sup>(64)</sup>従って、ここではまず最初に技能連携制度とのかかわりにおいて、この答申の内実を明らかにしたい。

答申は、終戦後の教育制度改革を「国情を異にするわが国の実情に即しないと思われるものも

---

(63) 政令諮問委員会は、昭和26年5月1日のリッジウェイによる占領下法規の再検討の権限を日本政府に委譲する声明に基づき、昭和26年5月6日に吉田首相の私的諮問機関として設置されたものである。

答申全文は近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料，第19巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年，ページ369。

(64) 海後宗臣監修；日本近代教育史事典，平凡社，昭和46年，ページ19

少くなかった。これらの点は、十分に検討を加え、わが国の国力と国情に合し、真に教育効果をあげることができるような合理的な教育制度に改善する必要がある。」との認識<sup>(65)</sup>に立って、次のような「具体的措置」を提示しているのである。<sup>(66)</sup>

## 第一学校制度

### 1. 学校体系の原則

六・三・三・四の学校体系は原則的にはこれを維持し、そのうち六・三を義務教育とすることは従来通りとすること。但し、六・三・三・四のそれぞれの内容については、次のような修正を考慮すること。

(1) 小学校(六)の課程は、初等普通教育を行なうものとし、その内容の充実を図ること。

(2) 中学校(三)の課程は、普通教育偏重に陥ることを避け、地方の実情に応じ、普通課程に重点をおくものと、職業課程に重点をおくものとに分ち、後者においては、実用的職業教育の充実強化を図ること。

(備考) 中学校(三)の課程における職業教育は、各地方における産業の実情に即し、それぞれの職場を教育の場として利用することができることにする等、弾力性を持った課程とすることを考慮すること。職業課程を履習した者についても、上級学校への進学<sup>(66)</sup>の途を開くこと。

(3) 高等学校(三)の課程も、中学校(三)の課程と同様、地方の実情に応じ、各校毎に、普通課程に重点をおくものとに分ち、後者においては、専門的職業教育を行なうものとする。

(備考) 専門的職業教育をそれぞれの場において行なうことができることとすることは、中学校の職業課程の場合と同じ。

職業課程を履習した場合においても一定の普通課程を履習することを条件として、大学への進学<sup>(66)</sup>の途を開くこと。

(4) (略)

---

(65) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第19巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年，ページ369

(66) 近代日本教育制度史料編纂会編纂；近代日本教育制度史料第19巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年，ページ319

(5) (略)

## 2. 学校体系の例外

学校体系の画一性を打破し、六・三・三・四のそれぞれを適当に配合した学校を設けるよう考慮すること。この見地から農工商その他それぞれの分野においては、特に計画性を持った職業教育を適切に行なうことができるよう左記のような学校を設けることを考慮すること。

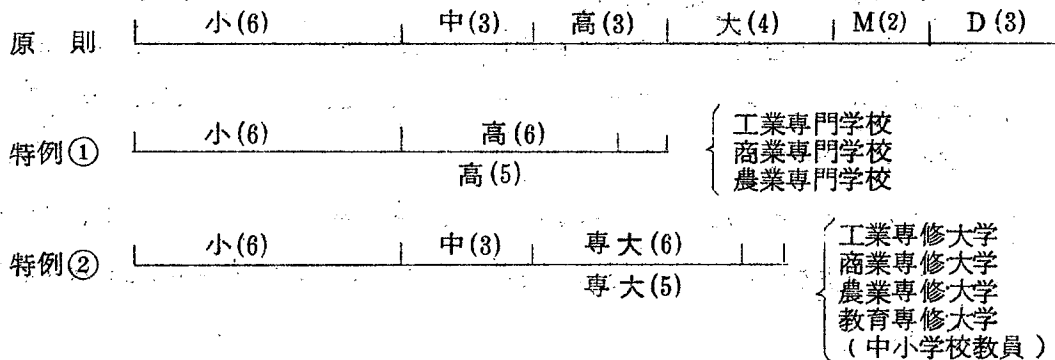
(1) 中学校(三)と高等学校(三)又はそのうち(二)を併せた六年制(又は五年制)の農工商等の職業課程に重点をおく「高等学校」を認めること。

(備考)この過程の履修者に対しても、上級学校への進学のを開くこと。

(2) 高等学校(三)と大学の(二)又は(三)とを併せた五年制又は六年制の農・工・商、教育等の職業教育に重点をおく「専修大学」を認めること。

(備考)この課程の履修者に対しても、上級学校との進学のを開くこと。

○右の学校体系を図示すると次の通りである。



## 3. 現存学校の再編成

(1) 総合高等学校はこれを分解し、普通課程学校又は職業課程学校の何れかに重点をおいてその内容の充実強化を図ること。学区制は原則として廃止すること。

(備考)職業課程学校に再編する場合には、成るべく五年制又は六年制の高等学校に再編するよう考慮すること。

(2) (略)

つまり、この答申では、「6・3・3・4の学校体系は原則的にはこれを維持」することが認められながらも、「学校体系の例外」として、5年又は6年制の高等学校あるいは専修大学制度

が構想されているのである。このような構想の意図がどこにあったかは、答申の「基本方針」の中の「各方面に必要且つ有効な人材を育成し得る合理的な教育制度を確立すること」の指摘からも明らかな通り、より能率的な人的能力開発にあったことはいうまでもないであろう。それは又、朝鮮戦争を契機によりやく回復期に向いつつあった産業界の労働力需要に答えようとするものでもあった。<sup>(67)</sup>

政令諮問委員会のこのような教育制度改革構想を、われわれの主題との関連で考察する時、特に注目を引く点は、高等学校職業課程に関することである。答申はこれについて、「専門的職業教育をそれぞれの職場において行なうことができること」と指摘している。つまり、高等学校教育に相当する生産現場での教育訓練の内、専門学科及び実習が高等学校教育として認めらるべきであることを提案しているのである。しかし、答申では連携制度の原則を示すだけで、それ以上には何も具体的措置については言及していない。この点は教育制度改革として5年又は6年の専修大学・高等学校の制度化が提案されているのと比較して、著しい対照をなしている。

ところで「占領期」における教育制度の再検討は、民間においても、昭和26年以降、具体的な行動を伴って来る。<sup>(68)</sup> すなわち、日本経営者団体連盟（以下、日経連という。）は、昭和27年10月16日に「新教育制度の再検討に関する要望」を発表している。この要望で日経連は、新教育制度は「職業及び産業教育の面が著しく等閑に附されこの点、新教育制度の基本的欠陥と云うべく、これが是正こそ先づ考慮されねばならぬ重要事である。」<sup>(69)</sup>と認識し、「実業高等学校の充実」として、次のようなことを要望している。すなわち、「文教当局においても、この協力関係（教育界と産業界との協力関係、引用者注）を活用することに努め企業における中堅従業員の養成機関としての任務重き実業高等学科本来の面目を発揮するため、学校の種別および配置を考慮すると共に教科課程の内容等につきその充実をはかられたい。」<sup>(70)</sup>と要望している。この「実業学校の充実」の手段としての産学協同が、技能連携制度化の構想を含んでいるか否かについては、明確でない。さらに、日経連は、昭和29年12月23日には、「当面教育制度改善に関する要望」を発表している。ここでは、日経連は新教育制度を「われわれ産業界の要望するところに遠く、現下の教育界の一般的情勢はわが国産業の実情に到底副わないことを甚だ遺憾とするもので

---

(67) 経済企画庁調査局編；資料経済白書25年，日本経済新聞社，昭和47年を参照されたい。

(68) 昭和26年6月11日 産業教育振興法の制定をめぐる民間運動を参照されたい。

(69) 横浜国立大学現代教育研究所編；中教審と教育改革，三一書房，1972年，ページ193

(70) 横浜国立大学現代教育研究所編；中教審と教育改革，三一書房，1972年，ページ193

(71)  
ある。」と述べ、昭和27年の要望よりもより具体的な提案を行なっている。しかし、そこでは「中堅的監督者及び職業人」養成とのかかわりで、5年制職業専門大学、6年制職業高等学校の制度化が提案されているに過ぎず、技能連携の制度化については、何にも言及されていない。昭和20年代末期において、日経連のこのような技能連携制度化に対する態度は、奈辺に起因しているのであろうか。この疑問についてはより詳細な分析を必要とするが、しかしさし当り、ここでは次の点だけ指摘しておきたい。すなわち、それは、この時期にあって日経連が学校制度に期待したものは、中堅及び高級技術者養成にプライオリティがあったということである。従って、中堅以下の技術者、つまり、技能者養成が学校制度の枠外において求められていたにもかかわらず、その技能者養成が教育訓練制度の全体系において、どうあるべきかは問われることはなかったと云えよう。われわれは、その証左を昭和20年代末期の産業教育振興方策が、技能者養成と技術者養成の振興とを分離独立化させて推進されていることによって、知ることができる。例えば、学校制度化の産業教育振興のために、昭和26年に制定された産振法は、その昭和27年8月8日の一部改正により、その「国庫補助」的性格を「国庫負担」的性格に変えたとともに、より拡充整備されていったのである。(72) また昭和28年8月14日には「理科教育振興法」(法律第186号)が公布され、小学校・中学校・高等学校・特殊教育諸学校の科学教育振興のために、国庫補助金が交付されることになった。われわれはこのような一連の産業教育及び科学教育振興策の延長線上に、高等学校学習指導要領が改訂されていることを知ることができる。そしてその改訂、つまり昭和31年2月2日の「高等学校学習指導要領工業科編(昭和31年度改訂)」において、工業高等学校の目的は「中堅技術工員」から「技術員」に変化し、これ以後工業高等学校が中堅技術者養成に傾斜して行くのである。(73)

ところで学校制度下における以上のような動きは、必然的に学校制度の枠外での技能者養成制度の拡充整備の動きを顕在化させることになったのである。その展開は技能者養成に関する単独立法制定への動きに収斂して行くのである。

すでに第一節で明らかにした通り、昭和22年4月7日の労働基準法に基づきスタートした技能者養成と同年11月30日の職業安定法下の失業救済としてスタートした職業補導は、その後のわが国経済回復に伴う技能労働力需要に答えるために、しだいに新たなる制度化への気運が醸

---

(71) 横浜国立大学現代教育研究所編；中教審と教育改革，三一書房，1972年，ページ194

(72) 文部省；産業教育70年史，雇用問題研究会，昭和31年，ページ398

(73) 文部省；高等学校学習指導要領工業科編(昭和31年度改訂)

成されて来るのである。この気運の結実が、昭和33年5月2日の職業訓練法（法律第133号）の公布であることは、いうまでもない。しかし、この職業訓練法の制定過程を分析することは、本論文の主題でもないし、又それについてはすでに先行研究成果もあるので、ここでは省略することにする。<sup>(74)</sup>ただ、われわれは、この職業訓練法の制定について、次の点だけは指摘しておかなければならない。すなわち、それはこの法律の制定によって、好むと好まざるとにかかわらず、学校制度による技術者養成と職業訓練による技能者養成、という図式が、法制定以前よりもより一層明確化され、それが定着化したということである。その結果、工業学校及び職業訓練所の両者において、その教育訓練の空洞化現象が時代の進展と共に促進され、その矛盾に直面することになるのである。この点についての実証的研究については、今後の課題としたい。

ところで、昭和26年の産振法以降の学校制度による技術者養成、学校制度外における技能者養成制度の形成課程は、又一方では必然的にこの両者をどのように構造化するべきかという問題を内在させるものであった。というのは、技術者養成であれ、技能者養成であれ、それを受ける者が同年令対象の青少年であったからである。ここに、技術者と技能者とを分離独立化させる制度化過程と相矛盾した形で、両者の連携問題が顕在化して来る原因があるのである。

日経連はこの問題について、昭和31年11月9日の「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」の前文で「経済の画期的成長発展に対応する技術者・技能者の養成計画を樹て産業技術向上の確保を図らないならば、わが国科学技術は日進月歩の世界水準に遅れをとり、列国との競争に落伍することはけだし必至の勢であり、悔を次の世代に遺すものといわなければならない。<sup>(75)</sup>」と指摘し、「勤労青少年の技能教育の刷新」の項において次のように提言している。<sup>(76)</sup>

- (1) わが国産業の一般技術水準を高度化し、生産性向上を図るには、各業種の要請に対する多能工・単能工の養成をさらに推進する必要があるが、現行の労働基準法による技能者養成制度は監督行政の見地に立って制定され、画一的な拘束が存するため、現在基幹的な重化学工業においてこの制度により養成している技能者の数は二万にも足らない状況である。

---

(74) 山見豊卒業論文；昭和33年職業訓練法の成立過程，職業訓練大学校調査研究部 資料162，昭和47年を参照されたい。

(75) 横浜国立大学現代教育研究所編；中教審と教育改革，一書房，1972年，ページ196

(76) 横浜国立大学現代教育研究所編；中教審と教育改革，一書房，1972年，ページ197

今後産業の要請に合致した量と質の基幹工員を養成するには、この制度を積極的に助長する。建設前の単行法の制定されることが急務である。大企業においてはこの新立法に基いて単独に多能工・単能工の養成施設を設けることができるが、単独で企業内に養成施設をもち得ない中小企業については、共同養成方式を奨励してこれに国が助成の道を講ずるとともに、国または地方自治体が有力な技能者養成施設を設けてこれらの企業における養成を援助すべきであり、指導員の養成についても国の指導センターの設置が望ましく、養成工の格付を行なうための技能検定もかような政府機関において行なうことが適当であろう。なお養成工の向上心に応えるため、必要により定時制高校・通信教育とも結びつけ、高等学校修了の資格を附与する道を開いておくことが望ましい。

(2) 企業の青少年従業員が昼間職場で労働しながら毎日夜間に普通課程の高校へ通学する定時制高校の現状は、地域的業種的に特殊な場合を除いては、一般的にいて職場の能率の見地からみても、決して望ましいものではない。したがって昼間の職業をもつ青少年に対する定時制教育は、労働と教育とが内容的に一致するように、普通課程よりも職業課程に重点をおくこととし、また現在通信教育は普通課程のみ実施されているが、これに職業課程を加えこの職業課程の通信教育を多分に採り入れて、定時制・通信教育いずれでも随意に履修し得ることとし、定時制通学の負担を軽減すべきである。

つまり、ここでは高度経済成長期に入ったわが国産業界の要請する技能労働力需要に対し、より積極的な技能者養成制度の確立が提言されているのである。そして、その一環として、技能者養成制度が「養成工の向上心に応えるため、必要により定時制高校・通信教育とも結びつけ、高等学校修了の資格を附与する道を開いておくことが望ましい。」と指摘されるのである。又、この技能連携制度をより効果あらしめるために、定時制及び通信制を職業課程中心に改組し、両者の併習を認めるよう提案している。日経連はその後の昭和32年12月25日の「科学技術教育振興に関する意見」においても、同様に、「企業内の技能者養成制度と定時制高校および通信教育との一層の連繫を図ること。」<sup>(77)</sup>と述べ、技能連携の制度化を提案しているのである。

ところで、昭和30年代初頭における日経連に代表される民側のこのような技能連携制度化の要望に対し、官側のそれに対する態度はどのようなものであったであろうか。

官側においても昭和30年代に入るとともに科学技術教育の振興策は、民側と同様、より緊急

---

(77) 横浜国立大学現代教育研究所編、中教審と教育改革、三一書房、1972年、ページ200



なものとして認識されている。中央教育審議会（以下は中教審という。）は、昭和31年12月10日に「短期大学制度の改善について」を答申、<sup>(78)</sup>中央産業教育審議会（以下、中産審という。）は、昭和32年10月28日に「中堅産業人の養成について」を建議、<sup>(79)</sup>又文部省は昭和32年11月5日に「科学技術者養成拡充計画」を発表している。<sup>(80)</sup>しかし、これ等一連の動きはいずれも科学・技術者養成にかかわるものであり、技能者養成あるいは技能連携の制度化については、何も言及していないのである。

これに対し、中央青少年問題協議会（以下、中青協という。）による昭和32年5月21日の「勤労青少年対策につき内閣総理大臣に意見具申」、及び中教審による昭和32年11月11日の「科学技術教育の振興方策について」、及び昭和33年4月22日の「勤労青少年教育の振興方策について」の答申では、ようやく官側においても、技能連携制度化がより積極的にとりあげられているのである。

中青協の意見具申では、「高等学校の定時制の職業課程、高等学校通信教育、技能者養成施設等の現行勤労青少年教育の拡充強化ならびにそれらの協力提携について格段の考慮を払うよう要請する。」<sup>(81)</sup>と述べ、技能連携の制度化を強力に主張している。そしてさらに将来には、この技能連携制度を一步進めた形での「産業高等学校」の制度化が具申されているのである。この学校の大要は既存の各種勤労青少年教育機関を母体とする修業年限4年の定時制教育機関とし、義務教育修了後の18歳未満のすべての勤労青少年が就学しなければならない学校として構想されている。<sup>(82)</sup>中青協のこのような考え方は、行論で明らかにしてきた政令諮問委員会の答申及び日経連の要望における技能連携制度に対する考え方と著しい対照を示している。つまり、中青協では技能連携制度を勤労青少年教育制度の今後のあり方の側面から問い直し、理想的勤労青少年教育制度は技能連携の制度化にあるのではなく、産業高等学校の制度化にあることを提言しているのである。この点確かに中青協の改革構想が他のそれに比し、一步前進したものであると評価できるかも知れない。しかし、その評価と同時に、(1)青少年教育としての「産業高等学校」教育のあり方が不明確であること、(2)「産業高等学校」教育と技能者、技術者養成とのかかわりが不明確であ

---

(78) 横浜国立大学現代教育研究所編；中教審と教育改革，三一書房，1972年，ページ35

(79) 海後宗臣編；資料戦後20年史第5巻〈教育・社会〉，日本評論社，1967年，ページ56

(80) 勝本清一郎他編，近代日本総合年表，岩波書店，1968年，ページ419

(81) 海後宗臣編；資料戦後20年史第5巻〈教育・社会〉，日本評論社，1967年，ページ53

(82) 海後宗臣編；「資料戦後20年史」第5巻〈教育・社会〉，日本評論社，1967年，ページ53・54

ること、等にその問題性をはらんでいたことも指摘できるのである。

これに対し、昭和32年中教審答申は、「戦後わが国の教育は、その改革が急激に行なわれたため、科学技術教育の面からみて教員組織・施設・設備等においてはなほだ不備があり、その内容も各学校段階間に関連性を欠き、多くの問題を包蔵しており、進歩した科学技術の要請する科学者・技術者を養成することは質においても量においてもものぞみ難い現状である。」<sup>(83)</sup>という認識に立って、特に工業技術を中心とした科学技術教育振興対策として、一連の制度改革を答申しているのである。その細部においては多少の差異は認められるが、しかし、その基本的な制度改革の骨子は政令諮問委員会の答申及び日経連のそれと同様である。<sup>(84)</sup>その中で技能連携の制度化に関する提案を示すと、次の通りである。<sup>(85)</sup>

#### (6) 高等学校と産業界との連系

- a 生徒の工場実習、教員の現場実習の機会をうるために産業界との関係を密接にし、相互の協力を促進する方策を講ずること。

なお、高等学校定時制課程と技能者養成施設との関係を密にすること。

- b 産業界における技術者の協力をうるために、それらの技術者を容易に教員（講師を含む）に採用できるように、資格・待遇について必要な措置を講ずること。

中教審の技能連携制度化に対するこのような態度は、さらに昭和33年の答申において、より具体的な形をとるのである。すなわち、答申の「各種勤労青少年教育相互の関連」の項で、中教審は、次のように答申している。<sup>(86)</sup>

#### 二、各種勤労青少年教育機関相互の関連

勤労青少年に対してできるだけ広く教育の機会を提供するとともに、その学習の効率化を

---

(83) 昭和32年11月11日 中教審「科学技術教育の振興方策について」答申（横浜国立大学現代教育研究所編「中教審と教育改革」，三一書房，1972年，ページ37）

(84) 本論文ページ36～38，ページ41～42を参照されたい。

(85) 横浜国立大学現代教育研究所編；中教審と教育改革，三一書房，1972年，ページ42

(86) 横浜国立大学現代教育研究所編；中教審と教育改革，三一書房，1972年，ページ44～49（昭和33年4月28日「勤労青少年教育の振興方策について」答申）

図るためには、各種教育機関相互の間に、量の面においても質の面においても、緊密な連係が保たれなければならない。このために、次の対策を講ずる必要がある。

#### (1) 勤労青少年教育機関の配置計画

すべての勤労青少年に教育機関の地域的配置が適正を得る必要があるので、国・地方公共団体等は協力して各勤労青少年教育機関のそれぞれの性格・役割と地域の実情、青少年の実態をじゅうぶん考慮した地域的配置計画を立て、これに基づいて各教育機関の増設等の量的整備を図ること。

この場合、他省所管の教育機関、訓練機関との関連をも考慮するとともに、職業教育と一般教育との関連、男子対象の教育と女子対象の教育との関連、さらに勤労青少年教育機関以外の教育機関との関連についても留意すること。

#### (2) 修学の効率化を図るための勤労青少年教育機関相互の関連

各種勤労青少年教育機関の併習、学習の継続等が容易にかつ効果的に行なうるようにするため、高等学校定時制課程に在学する生徒が技能者養成施設その他の技能教育のための施設において、一定の基準に適合する職業技術教育を受ける場合には、これを当該高等学校の教科の一部を履習するものと見なすようにすること。なお、技術教育のための施設から高等学校定時制課程へ学習を継続する者に対しても、同様の取扱をすることについて検討すること。

これによって、昭和33年の答申が昭和32年のそれに比し、より具体化への志向性を持っていることがわかる。又この答申が先の中青協の意見具申と同様により積極的に技能連携の制度化を提案していることも理解できよう。しかし、それと同時に、両者の技能連携制度化に対する基本的な態度が異なっていたことも忘れてはならない。すなわち、それは後者が技能連携制度を臨時的及び経過措置的の制度として描いたのに対し、前者は恒常的な制度として捉えていることである。この差異は中教審答申の前文が記しているように、前者が、「本答申案においては、現行制度の漸進的改善の立場」<sup>(87)</sup>に立ったことに起因しているのである。

ところで、文部省はこのような技能連携制度化への諸要望に対処するために、いよいよその具体化を慎重に検討し始めるのである。すなわち、文部省は、昭和31年7月20日に、「昭和31年度中等教育実験学校について(依願)」(文初中第288号)の通達を出し、技能連携制度の

---

(87) 横浜国立大学現代教育研究所編；中教審と教育改革，三一書房，1972年，ページ44

(88)  
実験を神戸市立北浜高等学校に依頼したのである。この実験は昭和31年度及び32年度の2年度にわたって行なわれたが、実験校の北浜高等学校は、その間、昭和32年度にはその校名を神戸市立産業高等学校に変更している。実験校は阪神内燃機工業株式会社(原動機製造)の連携生約80人及び新三菱重工業神戸造船所下請工場の共同技能者養成所の連携生約40人、によって行なわれたのである。実験項目は指導者の資格、教科内容及びその取扱い、連携の効果、学習指導計画の作成、夜間生徒の疲労の問題等にわたっている。<sup>(89)</sup>ここでその実験結果を紹介する余裕はない。それ故、ここではその実験結果が、学校の立場から林博夫氏によって、又企業の立場から香川真寿夫氏によって報告されていることを指摘しておけば十分であろう。<sup>(90)</sup>

文部省は技能連携制度化への世論、さらには行論で明らかにしてきたような実験を踏まえて、いよいよその制度化に着手することになるのである。そして、その制度化論議は、いよいよ国会審議の場面に登場することになるのである。この課題を分析することは、しかし、本章の課題ではない。それ故、それについては次章の主題としたい。

---

(88) 望月哲太郎編著；高等学校技能連携制度の解説，第一法規，昭和43年，ページ24～26

(89) 望月哲太郎編著；高等学校技能連携制度の解説，第一法規，昭和43年，ページ24～26

(90) 「事業内職業訓練と学校教育との連携について」『職業訓練』Vol 1 №.6 昭和36

年6月号